

## 大井町子ども・子育て会議について

### 1. 「子ども・子育て支援制度」とは

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援制度」が平成 27 年 4 月に本格スタートし、子どもの育ち、子育てを総合的に推進する取り組みを、社会全体で支えることになりました。

### 2. 「子ども・子育て会議」とは

- ① 子ども・子育て支援法により、次の事項を協議するため、全国の市町村に設置が求められています。(法 77 条第 1 項)
  - (1) 認定こども園・幼稚園・保育園の利用定員の設定に関すること。
  - (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
  - (3) 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況の審査に関すること。
- ② 大井町では、法の規定に基づき、「大井町子ども・子育て会議条例」を制定し、会議を運営しています。

### 3. 「子ども・子育て支援事業計画」とは

- ① 認定こども園・幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センターや学童保育等）の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関して、5 年を 1 期とした計画を定めるよう規定されています。(法 61 条第 1 項)

現計画の計画期間は、平成 27 年度～平成 31 年度です。
- ② 子ども・子育てに関する様々なサービスについて、需要量（ニーズ）の把握に努め、適切なバランスで供給量（確保方策）を定めていくための計画です。
- ③ この事業計画に基づく各年度における施策の実施状況について点検・評価し、結果を公表することとされており、計画全体の成果についても点検・評価し、必要に応じて見直しを進め、これに基づいて対策を実施することとされています。